

【高槻市産後ケア事業】

主な利用施設（こちらの施設以外は、ホームページをご確認ください）

施設名称	住所	サービス種別	受入可能月齢 (宿泊型)	受入可能月齢 (通所型)	申込方法	申込み対応時間
高槻病院	高槻市古曽部町 1-3-13	宿泊型(24 時間型) 通所型(7 時間型)(※1)	4 か月未満	4 か月未満	電話 072-681-3801	平日(月～金) 午前 9 時～午後 4 時
大阪医科薬科大学病院	高槻市大学町 2 番 7 号	宿泊型(24 時間型) 通所型(7 時間型)(※1)	2 か月未満	2 か月未満	電話 072-683-1221	平日(月～金) 午後 2 時～午後 4 時
あかり助産院	高槻市南平台1丁目 10-22	宿泊型(24 時間型) 通所型(7 時間型) 通所型(9 時間型)	4 か月未満	4 か月未満	当院ホームページより LINE 又はメール	24 時間いつでも (ただし、返信はすぐにできない場合があります)
ひなたぼっこ助産院	高槻市大冠町 2-23-3	宿泊型(24 時間型) 通所型(7 時間型) 通所型(9 時間型)	4 か月未満	4 か月未満	当院ホームページより LINE	24 時間いつでも (ただし、返信はすぐにできない場合があります)
川村産婦人科医院	高槻市松が丘 1 丁目 1-1	宿泊型(24 時間型) 通所型(7 時間型)	2 か月未満	2 か月未満	電話 072-687-7557	月～水、金(年末年始、お盆休除く) 午後 1 時～4 時
田中病院	茨木市東奈良三丁目 16 番 31 号	宿泊型(24 時間型)(※2) 通所型(9 時間型)	3 か月未満	4 か月未満	電話 072-635-2800	午前 9 時～午後 5 時
かふう助産院	高槻市天王町 31 番 9 号	宿泊型(24 時間型)(※2) 通所型(7 時間型) 通所型(9 時間型)	5 か月未満 (※4)	5 か月未満 (※4)	当院ホームページより LINE	24 時間いつでも (ただし、返信はすぐにできない場合があります)
加藤産婦人科クリニック	大阪府三島郡島本町水無瀬 1 丁目 14-13	宿泊型(24 時間型) 通所型(7 時間型) 通所型(9 時間型)(※3)	4 か月未満	5 か月未満 (※4)	電話 075-962-3355	月～土(祝日除く) 午後 1 時～午後 4 時
東山産婦人科小児科	高槻市辻子 3 丁目 10 番 3 号	宿泊型(24 時間型) 通所型(7 時間型)	2 か月未満	2 か月未満	電話 072-672-5335	平日(月～金) 午前 10 時～午後 4 時
檜原産婦人科	高槻市春日町 1-27	宿泊型(24 時間型) 通所型(7 時間型)	2 ヶ月未満	2 ヶ月未満	当院ホームページから申 込み	※申込み、利用ともに 5 月 1 日からになります

【表中の注意書きの説明】

(※1) 通所型のみ利用はできません。宿泊型から連続して利用する場合のみ、通所型の利用をすることができます。

(※2) 宿泊型のみ利用はできません。宿泊型と通所型をセットでご利用ください。(利用時間は各施設毎に異なりますのでホームページ等でご確認ください)

(※3) 通所型の 9 時間型は原則午前 9 時～午後 6 時となります(9 時間型と宿泊との併用は不可)

(※4) 受入れは、離乳食開始前までになります。

【利用施設に関する注意事項】

- この事業は、医療機関等の空き病床を利用したものであり、利用申込後においても、急な分娩等やむを得ない事業者側の事情により利用ができない場合があります。
- 赤ちゃんの安全のため、施設毎に受入れできる赤ちゃんの月齢が異なります。全ての施設で産後1年未満の赤ちゃんを受入れできるわけではありません。
- お母さんと赤ちゃんの安全のため、心身の状況によっては施設が受入れできない場合があります。
- 施設毎に持ち物や利用に際しての注意事項が異なります。ホームページに掲載の各院からの利用案内(PDF)と各施設のホームページを、申込前にご自身でご確認ください。
- 施設側の受入準備のため、利用の1週間前までには申込みましょう。
- 施設への利用の申込みや問合せは、産後、市への利用申請後、ご自宅に「高槻市産後ケア事業利用承認通知書兼利用管理票」が届いてから行ってください。利用承認通知書が手元にない場合、施設へ問合せされても施設の予約はできません。
- 施設の大半は、分娩を取扱う医療機関や助産院となります。通常業務に影響がありますので、各施設へお電話でお問合せされる際は、申込み対応時間を厳守してください。ただし、申込み対応時間内であっても、施設側の都合により対応できない場合がありますので予めご了承ください。
- 令和7年度に「高槻市産後ケア宿泊型事業利用承認通知書」を交付された方は、利用申請など改めての手続きは不要です。利用方法、利用料、利用施設等が変更になっていますので、ご注意ください。また、令和8年4月以降に初めて利用する「主な利用施設」で利用管理票をお渡ししますので、利用承認通知書とあわせて大切に保管してください。令和8年4月以降初めて利用する施設が以下の「主な利用施設」以外の施設となる場合、利用管理票を郵送しますので子ども保健課へお電話ください。